ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア
ディナール	ポンド	ディナール	クワンザ	シリング	ポンド	ブル	セディ	CFAフラン	CFAフラン	フラン
37.50	80,500	3,850	4,170	109,000	295	646	77	25,000	25,000	263,000
75.00	161,500	7,700	8,330	217,000	590	1,292	154	50,000	50,000	526,500
37.50	80,500	3,850	4,170	109,000	295	646	77	25,000	25,000	263,000

ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ブルキナファソ
シリング	CFAフラン	フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	ポンド	CFAフラン	シリング	ディナール	ナイラ	CFAフラン
4,050	25,000	41,700	263,000	9,400	132	25,000	69,000	70	8,050	25,000
8,150	50,000	83,300	526,000	18,800	263	50,000	139,000	141	16,150	50,000
4,050	25,000	41,700	263,000	9,400	132	25,000	69,000	70	8,050	25,000

ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	モザンビーク	モーリタニア	モロッコ	リビア	ルワンダ
CFAフラン	プラ	アリアリ	クワチャ	CFAフラン	ランド	メティカル	ウギア	ディラム	ディナール	ルワンダ・フラン
25,000	355	104,000	7,500	25,000	417	1,460	13,900	415	66	29,400
50,000	715	208,000	14,900	50,000	833	2,920	27,800	835	132	58,800
25,000	355	104,000	7,500	25,000	417	1,460	13,900	415	66	29,400

附　則

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第三号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十六日

外務大臣　岡田　克也

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。